

## 常滑市体育館スポーツ用具貸出基準

(目的)

### 第1条

常滑市のスポーツ振興を目的に、市民が体力・年齢・目的に応じて楽しめる多様なスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、市が所管するスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

### 第2条

常滑市内に住所を有する個人または常滑市内に活動拠点のある団体を貸出の対象とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(貸出用具)

### 第3条

貸出用具は別表のとおりとする。

(借用申請)

### 第4条

貸出を希望する者は、事前に常滑市体育館にて申請するものとする。申請は借用申請書（様式第1号）にて行うものとする。

(貸出期間)

### 第5条

貸出期間は貸出日・返却日を含めて1週間以内とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(返却等)

### 第6条

返却する際は、使用した貸出用具に故障がないかどうか確認するものとする。使用後の貸出用具類の手入れを励行するものとする。

(貸出料金)

### 第7条

貸出料金は無料とする。

(禁止事項)

### 第8条

使用者は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 貸出用具の転貸
- (2) 営利目的のイベント等での使用
- (3) その他第1条の目的に即さない行為

(紛失破損)

### 第9条

申請者において貸出用具を紛失または破損した場合の損害は、原則として申請者の負担とする。

(事故の免責)

### 第10条

常滑市は用具の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

附則 この基準は、令和元年10月1日より運用する。